

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、令和四年十一月十四日に施行することとする部分)

第一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正

一 題名

題名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改めること。

(題名関係)

二 目的

この法律は、我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進める

ために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするこ
と。
(第一条関係)

三 定義

1 この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（政令で定めるものを除く。第一において同じ。）及び電気とすること。
(第二条第一項関係)

2 この法律において「化石燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものとする事。
(第二条第二項関係)

3 この法律において「非化石燃料」とは、2の経済産業省令で定める用途に供する物であつて水素その他の化石燃料以外のものとする事。
(第二条第三項関係)

4 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱及び化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気とすること。
(第二条第四項関係)

5 この法律において「非化石エネルギーへの転換」とは、使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させることとする事。 (第二条第五項関係)

6 この法律において「電気の需要の最適化」とは、季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量の増加又は減少をさせることとする事。 (第二条第六項関係)

四 基本方針等

基本方針に非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化に関する事項を加える等所要の規定の整備を行う事。 (第三条及び第四条関係)

五 工場等に係る措置

1 主務大臣は、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、エネルギーの使用の合理化の目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む。）等に関し、エネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする事。 (第五条第一項関係)

2 経済産業大臣は、非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、非化石エネルギー

への転換の目標等に関し、エネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする事。 (第五条第二項関係)

3 経済産業大臣は、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、電気を使用して事業を行う者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする事。 (第五条第三項関係)

4 主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることが出来るものとする事。 (第六条関係)

5 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、定期に、非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとする事。

(第十五条第二項、第二十七条第二項及び第三十九条第二項関係)

6 主務大臣は、特定事業者等の非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分であると認めるとき

は、当該特定事業者等に対し、五の3に規定する指針に従って講じた措置の状況等を勘案し、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等ができるものとする。

（第十八条、第三十条及び第四十二条関係）

7 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を作成する特定事業者等の依頼に応じて、水素の調達又は貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。

（第四十九条関係）

六 輸送に係る措置

1 貨物輸送事業者及び旅客輸送事業者に係る措置

(1) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、非化石エネルギーへの転換の目標等に関し、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

（第一百三条第二項及び第二百二十七条第二項関係）

(2) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図

るため、電気を使用して貨物又は旅客の輸送を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(第百三条第三項及び第百二十七条第三項関係)

(3) 国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができるとすること。

(第百四条及び第百二十八条関係)

(4) 特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者又は特定航空輸送事業者(以下「特定輸送事業者」という。)は、定期に、非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。

(第百六条第二項、第百三十五条第二項、第百三十五条第二項及び第百四十四条第二項関係)

(5) 国土交通大臣は、特定輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分であると認めるときは、当該特定輸送事業者に対し、六の1(2)に規定する指針に従って講じた措置の状況等を勘案し、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の

勧告をすること等ができるものとする。

(第百八条第二項及び第三項、第百三十二

条第二項及び第三項、第百三十七条第二項及び第三項並びに第百四十六条第二項及び第三項関係)

2 荷主に係る措置

(1) 荷主は、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化に資するよう努めなければならないものとする。 (第百十条第一項関係)

(2) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、非化石エネルギーへの転換の目標等に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。 (第百十一条第二項関係)

(3) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。 (第百十一条第三項関係)

(4) 主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため、荷主に対し、必要な指導及び助言をすることができるとすること。

(第百十二条関係)

(5) 特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）は、定期に、非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとすること。

(第百十四条第二項及び第百十八条第二項関係)

(6) 主務大臣は、特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主等に対し、六の2(3)に規定する指針に従って講じた措置の状況等を勘案し、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等ができるものとする。

(第百十六条第二項及び第三項並びに第百二十条第二項及び第三項関係)

七 建築物に係る措置

建築物の建築をしようとする者等は、建築物に係る非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化に資するよう努めなければならないものとする。

(第百四十七条関係)

八 機械器具等に係る措置

1 エネルギー消費機器の製造等の事業を行う者は、非化石エネルギーを使用する機械器具の製造等の措置を行うことにより、エネルギー消費機器に係る非化石エネルギーへの転換に資するよう努めなければならぬものとする事。

(第百四十八条第二項関係)

2 電気を消費する機械器具の製造等の事業を行う者は、電気を消費する機械器具につき、電気の需要の最適化に係る性能の向上を図ることにより、電気の需要の最適化に資するよう努めなければならぬものとする事。

(第百四十八条第三項関係)

九 電気事業者に係る措置

電気事業者は、電気の需要の最適化に資する取組を促すため、電気の料金その他の供給条件の整備等の実施に関する計画を作成し、これを公表しなければならないものとする事。(第百五十九条関係)

十 雑則

経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を図るために事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等による他の者のエネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(第百六十三条関係)

十一 罰則

特定事業者等、特定輸送事業者及び特定荷主等に係る非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画の作成に関する規定の創設に伴い、当該計画を提出しなかった場合の罰則を追加すること。

(第百七十五条第二号関係)

第二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

一 題名

題名を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改めること。

(題名関係)

二 目的

この法律は、エネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が

占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となつてきている状況に鑑み、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じてエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

三 定義

1 この法律において「化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるものうち、化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含み、水素その他政令で定めるもの（五の3において「水素等」という。）を除く。）であつて政令で定めるものをいう。三の2において同じ。）以外のものとする事。

(第二条第二項関係)

2 この法律において「エネルギー源の環境適合利用」とは、電気、熱若しくは燃料製品のエネルギー源として化石エネルギー源を利用すること（電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー

源として非化石エネルギー源を利用した電気又は熱を他の者から調達することを含む。）又は電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置（これに相当する措置を含む。）として経済産業省令で定めるものを行うこと（当該措置を行った他の者から電気を調達することを含む。）とすること。
（第二条第四項関係）

3 | この法律において「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、環境への負荷の低減に配慮しつつ、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造（第三者に委託して製造することを含む。）して当該燃料製品を回収した後に残存する物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることとすること。
（第二条第六項関係）

四 基本方針等

基本方針の非化石エネルギー源の利用に関する事項をエネルギー源の環境適合利用に関する事項に改める等所要の規定の整備を行うこと。
（第三条及び第四条関係）

五 特定エネルギー供給事業者に係る措置

1 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、エネルギー源の環境適合利用の目標等に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとすること。
(第五条第一項関係)

2 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気若しくは熱の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、エネルギー源の環境適合利用の目標の達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないものとする事。
(第七条第一項関係)

3 機構は、五の2の特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、水素等の調達若しくは貯蔵又は二酸化炭素の貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする事。
(第九条関係)

4 五の2の特定エネルギー供給事業者（他の者から調達する電気の量が政令で定める要件に該当する電気事業者に限る。）に対して電気の供給を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特

定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、その供給した電気に係るエネルギー源の環境適合利用に關して必要な情報を提供するよう努めなければならないものとする事。
(第十条關係)

第三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

一 題名及び法人の名称の変更

題名を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改めるとともに、法人の名称を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改称すること。
(題名及び第二条關係)

二 業務の範圍

機構は、次の業務を行うことができるものとする事。

1 海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、海外における地熱の探査、本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査に必要な資金を供給するための出資
(第十一条第一項第一号關係)

2 海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に必要な資金に係る債務の保証

（第十一条第一項第三号関係）

3| 海外における二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査をする権利等の取得

（第十一条第一項第四号関係）

4| 二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査に必要な地質構造の調査並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査

（第十一条第一項第六号関係）

5| 二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け

（第十一条第一項第九号関係）

6 第一の五の7、第二の五の3、第四の二及び第五の六の規定による情報の提供

（第十一条第一項第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十三号関係）

三| 経理の区分の整理

機構の業務の範囲の改正に伴い、追加業務の経理の区分を整理すること。

（第十二条関係）

四| 長期借入金等の対象

機構が行う長期借入金等について、水素の製造及び貯蔵に必要な資金並びに二酸化炭素の貯蔵に必要

な資金を対象とすること。

(第十四条関係)

第四 鉱業法の一部改正

一 適用鉱物

鉱業法の適用を受ける鉱物に希土類金属鉱を追加すること。

(第三条第一項関係)

二 機構の行う協力業務

機構は、特定鉱物のうち政令で定めるものの掘採に係る鉱業権の設定を受けた鉱業権者の依頼に応じ、当該特定鉱物の試掘又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

(第七十条の三関係)

第五 電気事業法の一部改正

一 定義

この法律における「発電事業」の定義に、自らが維持し、及び運用する蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を放電する事業であつて、その事業の用に供する蓄電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものを追

加すること。

(第二条第一項第十四号関係)

二 発電用の電気工作物に関する事項の変更に係る手続

発電事業者は、発電事業の用に供する電気工作物に関する事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬものとする。

(第二十七条の二十七第三項関係)

三 広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)の目的

推進機関の目的に、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進を追加すること。

(第二十八条の四関係)

四 電気供給事業者の責務

電気供給事業者は、推進機関が行う供給能力の確保の促進業務に関して推進機関との間で供給能力を確保することに関する契約を締結しているときは、当該契約を遵守するよう努めなければならないものとする。

(第二十八条の四十七関係)

五 供給計画に対する推進機関の意見

推進機関から供給計画に付して経済産業大臣に送付する意見の中に供給能力の確保のために必要な措置に関するものを追加し、経済産業大臣が、電気事業者に対して供給計画の変更を勧告するにあたり、推進機関の意見を踏まえることとする事。

(第二十九条関係)

六 機構の行う情報提供

機構は、推進機関の依頼に応じて、電気の需給の状況の監視や供給等の指示の適確な実施に資するよう、発電の用に供する燃料に関する情報の提供を行うものとする事。

(第三十三条の四関係)

第六 その他

その他所要の規定の整備を行う事。

第七 附則

- 1 | この法律の施行期日について必要な規定を設ける事。
(附則第一条関係)
- 2 | この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定める事。
(附則第二条から第十三条まで、第十七条、第二十六条及び第三十二条関係)
- 3 | 関係法律について所要の改正を行う事。
(附則

第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十五条まで及び第二十七条から第三十一条まで関係)